

## 公立大学法人青森公立大学職員兼業規程

平成21年4月1日  
規程第47号

改正 平成25年 3月規程第 35号

改正 平成28年 6月規程第 16号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人青森公立大学職員就業規則（平成21年規程第36号。以下「就業規則」という。）第16条の規定に基づき、職員の兼業に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「兼業」とは、報酬の有無及び所定労働日の内外にかかわらず、職員、学長、国際芸術センター館長（以下「職員等」という。）が他団体の依頼に応じ、又は自営により、法人の業務以外の業務に従事し、又は法人の職以外の職を兼ねることをいう。

(兼業の種類)

第3条 職員等が行うことができる兼業の種類及び範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 他大学等の教育機関の非常勤講師、教育団体の委員等の兼業
- (2) 国、地方公共団体及び各種団体の審議会委員及び委員会委員、講演会及び研修会の講師等の兼業
- (3) 技術移転事業者の役員等、研究成果活用企業の役員等及び企業の監査役の兼業
- (4) 非営利団体役員、法人勤務に支障のない自営等の兼業

(兼業の承認申請)

第4条 兼業の承認を受けようとする職員等は、あらかじめ兼業承認申請書（様式第1号）及び添付資料を理事長に提出しなければならない。

(兼業の承認)

第5条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、兼業を承認することができない。

- (1) 職員等の職務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (2) 職員等の職と兼業先との間に特別な利害関係があり、又は生じるおそれがあるとき。
- (3) 法人の信用を傷つけ、又はその不名誉となるおそれがあるとき。
- (4) 兼業の内容が公序良俗に反する等社会通念に照らして適切なものと認められないとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、職員等の職務の公正性及び信頼性の確保に支

障が生じるおそれがあるとき。

2 理事長は、兼業の承認の可否を決定し、兼業承認（不承認）書（様式第2号）により、通知するものとする。

（兼業の承認期間）

第6条 兼業を承認する期間は、原則として1年以内とする。ただし、法令等に任期の定めのある職に就く場合は、4年を限度として、これを承認することができる。

2 兼業の承認の更新を受けようとする職員等は、前条に規定する承認を受けなければならない。

（兼業の時間数の制限）

第7条 職員等が行うことができる兼業の時間数の合計は、1週間当たり概ね8時間以内とする。

（短期間の兼業）

第8条 第3条に掲げる兼業のうち、兼業にかかる任期が3箇月未満でかつ従事日数が4日未満の場合には、理事長への許可申請を要しない。ただし、任意の様式による届け出をする必要がある。

2 前項の日数の算定にあたっては、従事する日が連続している場合のほか、従事間隔がある場合においても、あらかじめ従事する日が定まっており、当該業務の内容に継続性が認められる場合については、従事する日のすべてを合算するものとする。

3 第1項に該当する場合であっても、長期間継続する任期を有する職を兼ねる場合には、通常の兼業として取扱い、理事長の許可を要する。

4 前3項に適用する職員等は、学長及び教員とする。

（報酬の額）

第9条 兼業の対価として受領する報酬の額は、社会通念上合理的なものでなければならない。

（従事時間の取扱い）

第10条 兼業に従事する時間は、原則として勤務時間外とする。

2 前項の規定にかかわらず、理事長が特に必要と認めたときは、勤務時間内において他の事業に従事することができる。ただし、勤務時間内に他の事業に従事した場合については、給料を減額する。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、理事長の許可を得て勤務時間内に職務として従事することができる。この場合、給料の減額を免除することができる。

（1） 国又は地方公共団体に置かれる審議会委員等（地方公共団体の教育委員会等執行機関の委員会を除く。）の職を兼ねる場合

（2） 教育、学術、文化、スポーツの振興を図ることを目的とする特殊法人、社団・財団法人等の各種の委員等で特に公益性が高いと認められる職を兼ねる

## 場合

- 4 就業規則第23条の適用を受けている職員等が兼業した場合における前項の場合を除く当該兼業に要した時間は、裁量労働制のみなし勤務時間を勤務したものとみなさないものとする。

(承認の停止)

- 第11条 兼業の承認は、理事長又は学長が特に命じた業務又は事務に従事する場合は、当該業務又は事務に必要なとされる期間、停止するものとする。

(承認の取消し)

- 第12条 理事長は、兼業が法人の本務に支障をきたすことが明らかとなった場合は、承認の全部又は一部を取り消すことができる。

(変更届)

- 第13条 兼業の承認を受けた職員等は、当該兼業の期間、日時、内容若しくは態様等に変更が生じたとき又は兼業に従事しなくなったときは、直ちにその旨を理事長に届け出て、その承認を受けなければならない。

(委任)

- 第14条 この規程に定めるもののほか、職員等の兼業に関し必要な事項は、理事長が定める。

## 附則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、青森公立大学教員の兼職等の基準等に関する規程（平成5年4月1日施行）に基づき、青森地域広域事務組合管理者から兼職等の承認を受けていた職員で、当該承認の有効期間が施行日以後に及ぶものについては、当該承認は、この規程の規定によりなされた兼業の許可とみなす。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、公立大学法人青森公立大学職員兼業規程（平成21年4月1日施行）に基づき、承認を受けていた職員等で、当該承認の有効期間が施行日以後に及ぶものについては、当該承認は、この規程の規定によりなされた兼業の承認とみなす。

附 則（平成 28 年規程第 16 号）

（施行期日）

この規程は平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

兼業承認申請書

公立大学法人青森公立大学  理事長  様	申請年月日	年 月 日
	住 所	
	職 氏 名	Ⓜ
<p>下記のとおり兼業の承認を得たいので関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>		
兼業の概要	名 称	
	所在地	
	内 容	
	従事の期間	年 月 日 ~ 年 月 日
	従事の態様及び程度	年に 日 (回) 時間 月に 日 (回) 時間 週に 日 (回) 時間 主に 曜日 従事時間が定まっている場合はその時間 時 分 から 時 分 まで
	通勤方法及び通勤時間等	通勤時間 時間 分 通勤のための交通機関等
	報酬等	年、月、日、時間、回につき 円 (該当に○)
備考		

様式第2号(第5条関係)

兼業承認(不承認)書

本件承認する(しない)。

なお、付する条件及び指示等は下記のとおりとする。

年 月 日

公立大学法人青森公立大学 理事長

印

記

- 注) 1 兼業の内容、様態等についての関係書類を添付すること。  
2 変更の届出等については、同申請書を再度提出のこと。